

国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則

平成16年4月1日
規則第175号

(目的)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、人を対象とした医学及び歯学の研究等（以下「研究」という。）を実施するにあたり、当該研究の実施（試料・情報の収集・分譲を行う機関における業務の実施を含む。）に携わる全ての関係者（以下「研究者等」という。）が、ヘルシンキ宣言及び国の定める法令又は倫理指針（以下、「倫理指針等」）の趣旨に沿った倫理的配慮を行い、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。ならびに、倫理指針等の対象外であるが、倫理的配慮が必要と判断される研究においても、併せてこの規則で取り扱う。

(研究機関の長の責務と権限の委任)

第2条 東京医科歯科大学長（以下「学長」という。）は、前条の目的を達成するため、必要に応じて、研究審査を行う委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該委員会に意見を求め、その意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可その他研究について必要な措置（以下「研究の許可等」という。）を決定しなければならない。また、学長は、実施を許可した研究が適正に実施されるために必要な体制等を整備しなければならない。

2 学長は、各学部、病院、研究所及び統合教育機構（以下「学部等」という。）に委員会を設置する場合においては、当該委員会の設置及び研究の許可等の権限を、学部等の長へ委任する。

3 審査対象となる研究と、審査を実施する委員会の関係については、次の各号の通りとする。

(1) 倫理指針等の対象となる研究の場合は、各学部、病院及び各研究所の委員会で審査を実施する。

(2) 倫理指針等の対象外であるが、倫理的配慮が必要と判断される研究の場合は、統合教育機構の委員会で審査を実施する。

4 第2項の委任を受けた学部等の長については、第1項を準用する。

5 第2項の委任を受けた学部等の長は、前項において決定した研究の許可等について、学長に報告しなければならない。

6 学長は、研究者等から申請される研究の実施又は研究計画書の変更にかかる当該研究の許可等についての意見を求める委員会を決定する権限を、医療イノベーション推進センター長へ委任する。

7 学長は、研究者等が前条の目的を達成するために必要な知識及び技術を得るための教育・研修の場（以下「講習会等」という。）を設ける。また、学長は、講習会等にかかる権限を、生命倫理研究センター長へ委任する。なお、本条第2項の委任に基づき、学部等で開催された講習会等については、学部等の長は、生命倫理研究センター長へ報告を行う。

(細則)

第3条 委員会の運用及びその他研究が適正に実施されるために必要な細目等については、別に定める。ただし、前条第2項、第5項及び第6項の場合には、本項の権限についても、学部等の長、医療イノベーション推進センター長及び生命倫理研究センター長へ委任する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月24日規則第35号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年2月1日規則第8号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日規則第35号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月22日規則第202号）

この規則は、平成27年10月22日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、この規則の施行日より以前に定めた本規則の細目については、平成28年3月31日までは、なお従前の例によることができるものとする。

附 則（平成28年8月5日規則第118号）

- 1 この規則は、平成28年8月5日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 複数部局で医学倫理上の判断を必要とする研究計画及び倫理審査委員会を置かない部局に所属する者の研究計画の審査に関する申合せ（平成24年教育研究評議会申合せ）は、廃止する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月4日規則第127号）

この規則は、令和4年10月4日から施行し、令和4年4月27日から適用する。